

第29回甲府地方・家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成29年9月19日（火）午後2時45分から午後5時まで
- 2 場所 甲府地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者

（地方裁判所委員・家庭裁判所委員 五十音順）

猪俣委員，岡本委員（委員長），河田委員，木田委員，小林委員，五味委員，信田委員，杉森委員，竹内委員，辻村委員，寺田委員，土橋委員，中島委員，平嶋委員，豊前委員，堀内委員，丸山委員，渡辺委員

（甲府地方裁判所）

岡崎民事首席書記官，澁川刑事首席書記官，加藤甲府簡易裁判所庶務課長，佐野主任書記官，望月事務局長，長谷川事務局次長，関塚総務課長，徳江総務課課長補佐

（甲府家庭裁判所）

中澤首席家庭裁判所調査官，佐々木次席家庭裁判所調査官，福本首席書記官，栗林訟廷管理官，菊池事務局長，青木事務局次長，石丸総務課長，久保寺総務課課長補佐（書記）

- 4 議事等

別紙「議事の概要」に記載のとおり

- 5 次回委員会のテーマ及び期日

追って検討

(別紙)

議事の概要

(発言者 ■：委員長，○：委員，□：裁判所)

1 新任委員の挨拶

2 テーマについて

委員長より，本日は地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会を合同で開催し，「利用しやすい裁判所～主に手続案内の観点から～」をテーマに取り上げる旨を説明

3 手続案内について

(1) 裁判所の来庁者と手続案内の性質について

甲府家庭裁判所石丸総務課長から説明

(2) 簡易裁判所の手続案内について

甲府簡易裁判所加藤庶務課長，佐野主任書記官から説明

(3) 家庭裁判所の手続案内について

甲府家庭裁判所栗林訟廷管理官から説明

4 質疑応答，意見交換

○手続案内の件数はどのくらいあるか。また，手続案内後，どのくらいの割合で申立てされているのか。

□簡易裁判所，家庭裁判所とも統計を取っているわけではないが，簡易裁判所で1日5件程度，家庭裁判所で1日20から30件程度行っており，そのうち相当数が申立てに至っている状況である。

○手続案内を利用するため来庁する方の男女比や年齢別の比率はどのようになっているのか。

□簡易裁判所，家庭裁判所とも統計を取っていないが，簡易裁判所については，男女比は半々程度で，年配の方が多い印象である。家庭裁判所については，子の氏変更許可申立てについては女性が多かったり，

成年後見に関するものについては年配の方が多かったり，事件によりそれぞれである。

○申立てがされた事件のうち，手続案内を経て申立てがされるものほどの程度か。

□簡易裁判所については，業者などの申立てが多く，手続案内を利用せずに申立てをすることが多いが，家庭裁判所については，家事事件は代理人がいなくても申立てをしやすいいということもあり，七，八割程度は手続案内を利用してからの申立てという印象である。

○手続案内は，電話でも可能か。

□管轄や手数料などについては電話で説明しているが，例えば，戸籍謄本等を見ないと詳しい話を進めることができない場合もあり，電話ではどうしても限界がある。

○申立ては，郵便やインターネットによることも可能か。

□郵便で申立書を提出することは可能であるが，インターネットで申立てをすることはできない。

○管轄裁判所が相手の住所地を管轄する裁判所だった場合，申立てを行う人の住所の近くにある管轄外の裁判所に申立てをした場合は，申立書類等を管轄裁判所に送付してもらえるのか。

□管轄がない事件の申立書類を持参してきた場合には，記載内容の確認をした上で，管轄裁判所の案内を行うことになっている。その場合でも，申し立てる方に管轄はないけれどもどうしても受け付けてほしいと言われれば受付はするが，申立書類を管轄のある裁判所に移送するための手続の期間が余計にかかってしまうなどの一定の制約があることについて説明をしている。

○当事者ではない第三者が，委任状を提出した上で，代理人になることはできるのか。

- 簡易裁判所や家庭裁判所の手続では、代理を許可されれば、親族の方が代理人となることはできるし、法人の場合でも許可されれば、社員が代理人となることはできる。
- 裁判所ウェブサイトなども含め、手続案内については丁寧な説明が行われているのは分かったが、それをどう周知すべきかというのは、非常に難しい点だと思われる。
- 手続案内に来た方に対するアンケートを実施したりはしないのか。
- 常時アンケートを取るようなことはしていない。ただし、民事調停に関しては、最高裁判所において、民事調停利用者アンケートが一部の庁を対象に実施されたところである。また、裁判員裁判では、常時、裁判員へのアンケートを実施しているし、裁判傍聴に来られた方にも裁判所の広報としてアンケートを行うことはある。
- 裁判所において手続案内を行っているということを初めて知ったが、裁判所としては、手続案内により多くの方に来てほしいと考えているのか。
- 我が国の人口から考えると、裁判手続を利用する方が諸外国よりも少ない。争い事を好まないという国民性や裁判所に持ち込まなくても解決できている場合もあるであろうが、裁判所のイメージとして敷居が高いという指摘もされているところである。そこで裁判所としては、裁判所をより利用しやすく改善するための意見を求めているところであり、あまり活用されていない手続について、どのようにすべきかということも考えていきたいと思っている。
- 一般の方が、裁判所に行って何をしたいということを一に説明するのも難しいと思われる。一方で、法テラスでは各地の事務所で相談を行っていて、その中で内容が整理できた段階で、裁判所に行って申立てをしてもらうという場合もあるし、相談機関等の情報提供を行っ

ていたりもする。

- 弁護士会では各地での無料相談や、弁護士会館での相談なども行っている。裁判所は、公平中立な立場であり、当事者自らが決めなければならない事項については、裁判所の手続案内はなじまない部分もあるため、どうしてよいかよく分からないということであれば、いきなり裁判所の手続案内ということではなく、法テラスと連携を取りながら、役割分担をしていくことが必要であると思われる。
- 利便性の点では、県庁や市役所と比べて裁判所は利用しにくいという面もあると思うが、その点はいかがか。
- 裁判所は裁かれる場所という印象があり、県庁や市役所とは違うし、周りの方に「今日裁判所に行ってくる。」とはなかなか言いづらい面もある。裁判所の総合案内や手続案内の窓口はよくできていると思うが、法律相談も可能な法テラスのような機関が必要な場面もあり、裁判所自体を比較的軽い印象の機関にしていくというのは難しい面もあるように思う。
- 身近な紛争がこじれる前に裁判所を利用しようと思ってもらうためには、どのようにしていくべきか。
- 裁判所の公平中立の立場から、手続案内に来た方の味方にはなれないことは分かったので、ワンストップという考え方から、そのような方に対して、裁判所の手続案内の後で法テラスに行くような二重の手間とならないよう、法テラスなどの機関と連携を取っていく必要があると思う。
- 若年層は、何かあったらインターネットで検索し、自分の足で色々と動くことは少ないということもあるし、若年層に限らず、遠慮深さ、恥ずかしさ、自信のなさなどから裁判所に足が向かないということもあると思う。裁判所が怖いという印象がある可能性もあるため、裁判

所のシステムとして守られているということを知らせることで、裁判所に気持ちに向くのではないか。

- 裁判の手続が活用されていないあるいは知られていないのではないかという点については、データ化されないと分からない面もあると思われるので、実際に来庁した方などにアンケート調査をすることも有効だと思う。また、電話による手続案内は、長くなって難しいという面もあると思うし、甲府の裁判所独自では難しいかもしれないが、例えば、電話の自動音声アナウンスなどを使用して、場合分けをして対応するという事も考えられるのではないか。
- 1階の総合案内について、立っている守衛が総合案内を兼ねているということがよく分からなかった。警備をしなければならない事情もあるにしろ、総合案内にしては声をかけづらい雰囲気は感じた。
- 総合案内において案内した件数や手続案内を行った件数は把握する必要があると思う。その上で、利用した方にアンケートなどで意見を聞く必要もあると思う。また、案内やウェブサイトでは、固い言葉でなく、平易な言葉を使う必要があると思う。
- 1階の総合案内について、声をかければ案内はしてくれるものの、接遇の観点からは、職員から声をかける方が印象として良いのではないか。裁判所だけでなく法テラスや弁護士会などと役割分担をして、利用者の満足度を上げるということが必要で、そのために利用者の声を聴く必要があるのではないか。